

大阪広域環境施設組合規則第2号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第10条　[略] 2　1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ</u> 4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 （介護時間）	第10条　[同左] 2　1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u> 4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 （介護時間）
第11条　[略] [2　略] 3　介護時間は、1日を <u>通じ</u> 2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）第22条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。	第11条　[同左] [2　同左] 3　介護時間は、1日を <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u> 2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）第22条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
備考　表中の[　]の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の臨時的任用職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規則の規定は、令和 7 年10月 1 日から適用する。